

平成20年12月19日（金）

（午前10時05分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。  
ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中上良隆君）この際報告いたします。  
市長から平成20年12月18日付、橋総第151号をもって追加議案4件が送付されております。

次に、総務委員会委員長 辻本君から平成20年12月12日付をもって議案1件が、同じく議員 中西峰雄君ほか2名から平成20年12月18日付をもって議案1件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において6番 清水君、8番 岡本君の2人を指名いたします。

○議長（中上良隆君）この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。  
市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）おはようございます。  
さきの一般質問の中で、中西峰雄議員のようですが、再質問の答弁を私から申し上げたわけですが、その中で、学校等

公共施設を、平成24年度までに耐震改修を完了したいということを申し上げたわけですが、これは間違っております。学校施設について24年に耐震改修を完了したいということでございますので、ご訂正をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）ご了承願います。

#### 日程第2 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について から、日程第4 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について までの3件

○議長（中上良隆君）日程第2 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について から、日程第4 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について までの3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 12番、辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）おはようございます。  
いよいよ12月定例会も最終日になりました。もう少し頑張ってくださいように、よろしくお願いいたします。

それでは、委員長報告を行います。

去る12月11日の本会議において、本委員会に付託された議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月12日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、

その概要を報告いたします。

議案第23号は、橋本市民会館の指定管理者として、平成18年度から20年度まで指定している財団法人橋本市文化スポーツ振興公社に、継続して平成21年度から23年度までの3年間を指定するものである。

委員から、直営の方法等をとらずに、文化スポーツ振興公社を指定管理者にした理由とこれまでの評価について ただしがあり、市民会館は通常の貸し館業務だけではなく、文化活動の利用推進のため、市内外の各事業所や芸能プロダクション等に幅広い営業活動を行っており、市職員で行う直営では、その点で難しい。また、館利用者のアンケート調査を行い、利用者の立場に立ったサービスを展開し、利用者の増加を図りながら経費の節減もしている との答弁がありました。

産業文化会館と市民会館について、有効活用を図るためにも一体化して、指定管理者にできないか とのただしがあり、産業文化会館も指定管理の話をした経緯があり、今後、市としてどうするか検討する との答弁がありました。

議案第24号は、橋本市立共同浴場（えびす温泉）の指定管理者として、岸上区を平成18年度から20年度まで指定しているが、継続して平成21年度から23年度までの3年間を指定するものである。

委員から、平成19年度の決算が赤字であり、赤字額を平成20年度へ繰り越されていることに関する対応について ただしがあり、赤字となっている対応等については、指定管理者でお願いしたい との答弁がありました。

予算より決算で入浴料が減少しているが、今後の利用者の傾向はどうか、また、利用者からの指定管理者への苦情はないのか とのただしがあり、利用者は毎年減ってきている。利用者からの指定管理者に対する苦情は、市

は把握していない との答弁がありました。

議案第25号は、橋本市神野々ふれあい会館の指定管理者として、平成18年度から20年度まで指定している神野々区に、継続して平成21年度から23年度までの3年間を指定するものである。

委員から、神野々ふれあい会館と集会所との違いについて ただしがあり、集会所は特定地域の区民の集会所である。ふれあい会館は設置管理条例で定められた施設である との答弁がありました。

西部公民館、岸上文化センターと神野々ふれあい会館との関係について ただしがあり、西部公民館は社会教育施設であり、生涯学習の拠点である。岸上文化センターは社会福祉法の第2種事業の隣保事業を行う施設であり、人権啓発の拠点、地域住民の交流、地域福祉の向上を目的としている。神野々ふれあい会館は、地域住民の相互交流と自主的活動の促進により、福祉の増進と生活文化の向上に寄与し、もって心豊かな地域社会の形成を図ることを目的としている との答弁がありました。

神野々ふれあい会館の利用料金について、地区住民と他地区住民に差があることについて ただしがあり、利用料金について、これまで不均衡であったので統一していきたい との答弁がありました。

神野々ふれあい会館の今後の運営について、例えば、指定管理期間を1年とし、その間に見直し等をできないか とのただしがあり、当館は地域的な歴史の中で、3年前にふれあい会館として条例に定めた経過もあるので、今後の運営については、市の機構の問題もあり、市全体の中で検討し、指定管理期間3年のうちに地元と協議を進めていきたい との答弁がありました。

以上のとおり、委員長報告を終わります。

議員各位のご賛同、よろしくお願ひいたします。

○議長（中上良隆君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第23号の討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号の討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号の討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第11号 橋本市特別用途地区建築条例の制定について から、日程第13 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について までの9件

○議長（中上良隆君）日程第5 議案第11号 橋本市特別用途地区建築条例の制定について から、日程第13 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について までの9件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 6番 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君）委員長報告書。

去る12月11日の本会議において、本委員会に付託された議案第11号 橋本市特別用途地区建築条例の制定について、議案第14号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について、議案第15号 橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第16号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第17号 橋本市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第18号 橋本市簡易飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第19号

橋本市簡易水道事業給水条例を廃止する条例について、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月15日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記。議案第11号は、橋本都市計画橋本隅田土地区画整理事業区域内のうち、工業に特化した魅力ある産業拠点を形成するために定める特別用途地区の特別工業地区内において、特定工業の利便の増進及び環境の保護に支障を及ぼすおそれのある建築物に係る用途制限を強化するため制定するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第14号は、下水道汚水処理費用のうち、下水道整備に係る経費を除く施設維持管理費について、下水道使用料で100%の充足をめざす必要があるが、現在は使用料で賄い切れず、一般会計からの繰入金で補填している状況にあるため、公共下水道事業の運営健全化に向け、1 m<sup>3</sup>当たりの使用量の平均額118円を約10.3%引き上げ130円とし、使用料の回収率を6.3%引き上げるものである。さらに、新料金を設定し統一するととの合併協議に基づき、旧高野口町の料金体系に統一することで、利用者の公平性を確保するものである。

委員から、計画どおりに接続率が上がっていない状況の中、今後、下水道使用料金への影響が懸念されるがいかがか とのただしがあり、県において、流入量にあわせた具体的な流域下水道計画の見直し作業を進めている最中であり、現段階では判断できない との答弁がありました。

公共下水道への接続率と接続率向上の対策について ただしがあり、平成19年度末の接

続率は、旧橋本市域で84.8%、旧高野口町域で38.5%、市全体で72.6%である。接続率の向上に向けて、粘り強く未接続世帯宅に訪問し、接続をお願いしたい との答弁がありました。

議案第15号は、農業集落排水施設における汚水処理費のうち、施設建設に係る経費を除く維持管理費について、使用料で100%の充足をめざす必要があるが、現在は使用料で賄い切れず、一般会計からの繰入金で補填している状況にあるため、事業運営の健全化に向け、1 m<sup>3</sup>当たりの使用量の平均額約162円を13.6%引き上げ約84円とし、使用料の回収率を2.5%引き上げるものである。さらに、新料金を設定し統一するととの合併協議に基づき、旧高野口町の料金体系に統一することで、利用者の公平性を確保するものである。

委員から、公共下水道への接続予定について ただしがあり、農業集落排水事業と公共下水道事業は制度が全く異なり、所管官庁も違うため、これまで統合は無理であったが、現在は、地域再生計画として内閣総理大臣の認定を受ければ公共下水道への接続も可能となり、全国でも先進事例が出ている。本市においても、本計画について検討しているが、公共下水道管から農業集落排水の各処理場までの連絡管の整備に多額の費用を要するため、財政状況も勘案しながら将来的に進めてきたい との答弁がありました。

議案第16号は、合併後、橋本水道と高野口水道の2つの水道事業が存在しているが、現在、統合した新たな水道事業として認可を受けるべく厚生労働省と協議を進めており、これを受けて、給水区域の拡大と水道料金の統一を行うものである。給水区域の変更については、西畑及び九重簡易水道区域、また、新たに杉尾、須河、只野、横座、西畑及び高野口町の一部未給水区域を給水区域に加えるも

のである。水道料金については、新料金を設定し統一するととの合併協議に基づき統一するものであるが、旧橋本市の10㎡当たりの基本料金は県下で3番目に高い状況にある中、将来の事業費を見込んだ料金設定ではさらに高くなるため、今回は橋本水道の料金体系に統一するものである。

委員から、水道料金の単価構成に含まれる大滝ダム負担金に係る減価償却分について、現在、橋本水道事業でのみ負担しているが、統合後は、高野口水道を含めた新たな水道事業で負担することになる。公平性の確保及びできるだけ利用者負担を低く抑える観点から、新料金体系は、当該減価償却分を負担していなかった高野口水道の料金体系よりは上がるものの、橋本水道の料金体系より下がるのではないかとのただしがあり、2水道事業の統合により、ダム負担金に係る減価償却分の単価は減額となるが、今までの設備投資や将来において水道施設整備充実が必要であること、また、県下では高い料金設定であることを考慮し、今回は橋本水道の料金体系に統一するものであるとの答弁がありました。

今後の水道事業整備計画について ただしがあり、国の指導により策定する橋本水道ビジョンに基づき、平成21年度から37年度にかけて、総額99億8,600万円で順次整備を計画しているとの答弁がありました。

議案第17号から第19号の3件は、橋本水道事業と高野口水道事業の2事業について、統合や未給水地域の解消を目的とした橋本市上水道第5次拡張事業に伴うものであり、一括して審査を行いました。

議案第17号は、橋本水道事業と高野口水道事業の統合を行い、新水道事業として簡易水道の統合を含めた未給水区域の解消に伴う給水区域の拡大と、将来の人口推計に基づく給水人口及び1日最大給水量の見直しを行うも

のである。

議案第18号は、平成21年4月1日より只野地区を上水道の給水区域に含めるため、当該地区の簡易飲料水供給施設を廃止するものである。

議案第19号は、西畑簡易水道及び九重簡易水道の給水区域が上水道の給水区域となるため、上水道の給水開始に合わせ、両簡易水道事業を廃止するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第26号は、橋本市青少年旅行村について、現在、指定管理者である南宿区による施設の運営実績等を考慮し、引き続き同区を指定管理者として指定し、指定期間は平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間とするものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第27号は、橋本市高野口山村体験交流促進センターについて、現在、指定管理者である「ふるさと体験村管理組合」による施設の運営実績等を考慮し、引き続き同組合を指定管理者として指定し、指定期間は平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間とするものである。

委員から、現指定管理期間中の施設の利用実績について ただしがあり、平成18年度は指定期間の開始日である8月1日からの8カ月間で415人、19年度は644人の実績となっているとの答弁がありました。

指定管理者による経営状況の分析について ただしがあり、収支決算書を提出いただき、経営状況を確認しているとの答弁がありました。

以上、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）ただ今の委員長報告の

中で、報告書と違うところがありましたけど、報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）議案第14号の、下水道の料金を新料金を設定して統一するという事なんですが、実際の話としたら値上げになっているということの答弁がなされておりますが、まず、統一するという事にいきますと、平均額にしたら118円で統一したということになると思うんですが、それを、引き上げなくても済む運営の健全化に対するどういう努力をしたのかという議論は、委員会ではなされましたか、なされなかったですか。

もう一点あります。そして議案第16号の、これは水道料金のことなんですが、これも統一するという事で、橋本市の例に統一するという事なんですが、そうなりますと一般の家庭用の水道料金は値段が上がって、営業用、工業用とか、まあ言えば営業系の水道料金は下がるという形になってはいますが、橋本市の方向性として、それがどうなのかとか、そういう結果が出ているということの議論はなされたのか、なされなかったのか、委員長、教えてください。

○議長（中上良隆君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）報告書のとおりで、なされませんでした。

以上、お伝え申し上げます。

○11番（岩田弘彦君）結構です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第11号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第11号 橋本市特別用途地区建築条例の制定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

11番 岩田君。

〔11番（岩田弘彦君）登壇〕

○11番（岩田弘彦君）反対の立場で討論いたします。

料金の統一をすることについては賛成ですが、統一と同時に値上げになっている料金になっております。料金を値上げすることにつきましては、きちんと、やはりどういう理由で、どういう努力をしたが、今後の展開を見ると、どういう意味で上げらなアカンのかという議論が、なかなかない状況にあると思います。

私といたしましては、現状といたしましては、下水道料金につきましては、近隣の市を見ますとかなりの格差がありますので、できるのであれば、一般会計から補填してでも、やっぱり料金はなるべく上げないように統一していく。まず統一していく。その後、県の情勢を見た中で、やはり市民の理解を得て、値上げというふうに踏み切るとするのが本来の筋やと思います。

私、個人的な感情で申しわけないですが、

どさくさに紛れて統一、料金を上げるという形になっておるという理解をいたしましたので、以上の理由をもって反対といたします。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

賛成の方、ございませんか。

24番 中西 健君。

〔24番（中西 健君）登壇〕

○24番（中西 健君）賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

先ほど、委員長の報告のとおり、この水道料金、下水道料金につきましては、合併協議会の中で、旧高野口町と旧橋本市の料金を一本化するという話がございました。その中で、当時、橋本市のほうが安かったわけですから、高野口町の料金に合わせということ、値上げにつながるということで、私としては当時委員でおりましたので、合併をやった中で、すぐ橋本市の料金を上げて統一することはやめてほしいと、こういうことで、その中で統一を断念していただいて、3年間現状のまま値上げをしなかったということでございますので、そういう理由で、この3年たった経過の中で、この合併協議会の答申を尊重する意味で、こういう結果になったことでもありますので、そういうことで賛成にした次第であります。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）反対の立場から討論を行います。

合併をしたので下水道料金を統一するということですが、統一の仕方が高いほうに合わせるというものであり、納得できるものではありません。市民からも、合併したら、結局、

住民サービスの低いほうに合わせるのだなという声が出ています。

旧橋本市の料金は、北部の団地のコミュニティプラントの料金との整合性を図ったものであり、これから紀見ヶ丘、光陽台との接続が行われることになっていきます。旧高野口町での接続率は38.5%と低く、接続率の向上のためにも高いほうに合わせることに反対いたします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）議案第15号 橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論を行います。

本条例改正は、合併に伴い農業集落排水の維持管理負担金と使用料を統一するものですが、旧高野口町の高い料金に設定するものです。問題は本会議の議案審議の中でも明らかですが、関係住民に、値上げとなることについて十分な説明を行っているのかということ、

今、市民の暮らしは、100年に一度と言われている大変な経済情勢のもとでの生活となっています。1円の支出増も大変なんです。このことから、市議会で値上げ議案が採択されてから利用者に本格的な説明をするのではなく、値上げ議案を提案する前に、関係住民に納得のいく説明を行い、その上で議会に提案すべきであると考え、反対討論とします。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

21番 上久保君。

〔21番（上久保 修君）登壇〕

○21番（上久保 修君）賛成の立場で討論いたします。

議案第15号の汚水処理費の統一につきましては、委員長報告にもありましたように、現在の使用料につきましては、ほとんど賄い切れてないと。で、一般会計の中から繰り入れで補填している。本来、受益者の負担から言いますと、すべての市民からそういう一般会計からの負担を強いられているので、今回の改定によりまして、使用料の回収率も2.5%引き上げられると。で、一般会計の繰り入れのほうも少しは改善されるのかなというふうに理解しております。

以上の理由で賛成といたします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号 橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）議案第16号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論を行います。

本条例改正は、合併に伴い水道料金を統一するとするものですが、実質水道料金の値上げになります。一般用は旧橋本市の高い水道料金に設定するものです。水道料金を統一する場合、安い旧高野口町の料金に設定するのか、高い旧橋本市の水道料金に設定するのか、また、全く新しい料金を設定するのかの選択肢の中で、高い旧橋本市の水道料金に設定することに対する根拠が示されていません。合併時、議論のなかった橋本市水道ビジョンの実行のために必要との説明は、納得できません。

また、高野口町の住民からすれば、合併によって役場はなくなる、介護保険料は1.6倍に値上げされる、独居老人の水道料金半額制度は廃止される、さらに今回の水道料金の値上げとなると、合併をして何も良いことはない、この声はさらに大きくなることを危惧します。

そのことを考慮した料金設定をすべきと考え、反対討論とします。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

23番 井上君。

〔23番（井上勝彦君）登壇〕

○23番（井上勝彦君）議案第16号につきましては、賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

それはなぜかと言いますと、橋本市にはやっぱり未給水地域というか、まだ水道が引か



れてない地域があると。それと、これから拡張工事というか、それがどんどんやっついていかないかんし、これはやっぱり公平性という立場から、それはいち早く工事をしていかないかと。

それと同時に、高野口町でも今現在、老朽管の敷設替え工事が約1万mほどあったわけなんですけども、ほとんど終わっておると思うんですけども、これが古い老朽管でございますので、私たち議会、もとの旧高野口町でも議論をしまして、発がん性があるということで、要するに管のつなぎ手、もう40年も50年も前のつなぎ手ですので、それがやっぱり安全というのがまず第一やということで、当時、10円か15円値上げをせざるを得ないという状況になったんですけども、高野口町、橋本市と合併しまして、恐らく高野口町にも少しぐらい残っていると思うんですが、橋本市においても、そういった安全性という面から、この今日の議論の中には入ってないと思うんですが、私は個人的に水道の事業所にもやかましく言うとするんですが、一日も早く、安全というものが一番大事ですので、老朽管の敷設替え工事をいち早くやってほしいと。それがなかったら、やっぱり市民というのは安全が一番、おいしい水というか、安全というのが一番大事ですので、そういう意味から、いち早くそういう改修もしていただきたいし、また未給水地域、これはやっぱりどうしても解消していかなくては公平を保てないという面から、少しばかりの値上げは仕方がないだろうと、こういうことで賛成の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

11番 岩田君。

〔11番（岩田弘彦君）登壇〕

○11番（岩田弘彦君）先ほどは失礼いたしま

した。反対討論に慣れていないものですので、失礼いたしました。

議案第16号に対して、反対の立場で討論させていただきます。

まず、先ほど、下水道と同じ理由になりますが、統一をしていくという必要性というのは十分理解しております。統一の必要、どういふふうに統一するかということになると思うんですが、今現状といたしましては、まず、どういふふうに統一するかというのであれば、値上げにつながらないように統一をしていくというのが、今、一番必要なことやと思います。

先ほどから、賛成討論にもございましたが、その内容につきましても理解はできるんですが、今の市民の皆さんは、統一するということについては納得をしていただけると思うんですが、値上げということについては、なかなか納得をいただけない状況にあると思います。なぜかと言えば、統一をするという市長説明で議案が出ていっているからやと思います。だから、それについても十分議論してから、後から値上げをするという形でもいいのではないかと。その必要性についての委員会でも議論がなかなかなされていないという中で、私といたしましては、まずは認めるわけにはいかないということで、もう一点、使用料の区分でございますが、家庭用は値上がりをして、事業用は安くなるという方向性になっておりますので、これにつきましても、うちの向かっていく方向がそれでいいのか。そういう議論がなされていない状態で、こういう状況になっております。その説明も委員会ではなかったということでございますので、それにつきましても明確な方向が出ていない状況で、統一は賛同いたしますが、値上げについては、今回は反対させていただきます。

○議長（中上良隆君）賛成の討論する方あり

ますか。

5番 中西峰雄君。

〔5番（中西峰雄君）登壇〕

○5番（中西峰雄君）賛成の立場で討論させていただきます。

今回の料金の統一が高いほうになるということで議論があるわけですが、本市の水道料金が高いというのは事実でございます。しかしながら、これは過去の政策の中で、大滝ダムの取水権の取得のために、その負担金が大変大きくなっているという、料金については、既にもう、げたが履いているという事実がございます。この事実というのは、変えがたいことございまして、今、橋本市の住民、市民、私どもも含めまして、過去の政策決定の結果責任といえますか、もう引き受けざるを得ない。私どもはゼロから出発しているのではなくて、歴史の中にあります。過去の歴史の中でそういう失敗があつて、結果としてですが政策判断ミスがあつて、それを引き受けざるを得ないという立場にあると思います。

この理由書の中でもありますけれども、きちんと計算をしていきますと、もっと料金を上げざるを得ない中で、やむなく橋本市の料金に抑えて値上げをお願いするものであります。

そういう理由で、私は今回の値上げにつきましては、住民としては甚だ迷惑な話ではありますけれども、やむを得ない措置であるというふうに考え、賛成といたします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

13番 瀧君。

〔13番（瀧 洋一君）登壇〕

○13番（瀧 洋一君）私は、本議案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

ただ今、大滝ダムの問題、負担金の問題について議論がなされました。確かに、今回の財政計画を見ても、平成25年度より急

激に費用負担が増大しております。その支出内容を見ますと、その他、これはすなわち大滝ダムの管理費が乗ってくるためであります。たび重なる大滝ダムの工事のまずさから、本市にとって、当初の何十倍もの負担を強いられてきておるわけでありまして、これに対しては、本来、国に対してその責任の所在を持っていくのが筋であり、私ども橋本市民に対して負担を求めることには反対をいたします。

以上の理由で、本議案に対して反対とさせていただきます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

21番 上久保君。

〔21番（上久保 修君）登壇〕

○21番（上久保 修君）議案第16号の提案の部分について、賛成の立場で討論させていただきます。

委員長報告の中でもありましたように、今回の統一の件、また多少値上がりの件もあるんですけども、長年懸案になっておりました杉尾の地域、また須河、只野、横座、西畑、この人たちの思いからすれば、今回の給水ができるということで大変喜んでおりますし、将来の事業費も見込んで今回の料金の改定になったというふうに私は理解しております。

確かに、統一するとか料金を上げることにしましては、他の市民の方は理解を求めなければいけないんですけども、当局に対しても、とにかく市民の理解を得られるように、説明責任をきちっと果たしていただくように、私のほうから申し述べさせていただきます。

以上の理由で賛成といたします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

反対の討論、ございませんか。

4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）私は、賛成の立場から討論します。

先ほどから、家庭用、事業用で、事業用のほうが率がいいというか、有利だと、それが具合悪いという話なんですけども、やっぱり事業が、岩田議員の討論では、事業用を優遇し過ぎると。家庭用はそうではないという話をしておられたので、それも一つの見方かもしれないですけども、企業誘致とか、あるいは企業を橋本へ来て、それで活躍してもらって、税金とか職場の供給という大きな要請があるので、それをスムーズにやるためには、そういう政策的な判断も必要だと思って、この場合には私は賛成します。

それで、大滝ダムの件につきましても、国に対して要求すべきで、市民が負担すべきではないということをお話しておられますけれども、そんな気楽な話でええんかと。国に対して、国が言うことを聞いてくれればそれでいいですけどね。100%、120%、そんなこと、何ぼ説明していても言うことは聞いてくれない。そういう客観的情勢がある中では、やむを得ないということだと思います。もう少し客観的情勢を勘案した上で、その中で我々がとり得る手段は何かという観点から判断していくべきであると考えます。

確かに、安いほどええと。当たり前のお話ですけども、それにはコストがかかる。今安くしておいたらだれが払うか。結局は後の人が払わなしようがない。そんな無責任な、みんなが目の前で喜ぶような政策をとるべきではない。やはり受益者負担ということを中心に置いて、それで救貧対策は別途やるという、政策的な、総合的な観点から、これは必要であると考え、賛成いたします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号 橋本市水道事業給

水条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号から議案第19号までの3件について、一括して討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 橋本市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について から、議案第19号 橋本市簡易水道事業給水条例を廃止する条例について までの3件を一括して採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第19号までの3件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

この際、15分まで休憩いたします。

(午前10時58分 休憩)